
令和3年第4回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和3年4月23日（金）第4回鹿沼市農業委員会総会を菊沢コミュニティセンターにおいて開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 萩 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也
17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好	(16名)

欠席委員 16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒 場 久 和	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主任主事 星 野 昭 彦

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前14時02分、第4回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

17番 大森 用子 委員、18番 青木 正好 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は、売買3件、贈与3件、計6件の許可申請が提出されました。

別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができ

ないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎川田武雄委員 1番、引田の贈与です。譲渡人の●●さんは、会社員であり農業は全く行っておらず、父親が農業を行っていました。このままでは耕作放棄地となりかねない。そこで、譲受人の●●さんが管理し、そばと野菜をやりますと仰っていただいた。問題ないので、承認をお願いします。2番の贈与については、譲渡人の●●さんも農業は全く行ったことはなく、農地が荒れては困るということで、譲受人の●●さんが、私が耕作をしますと仰っていただいた。問題ないので承認をお願いします。3番の贈与については、譲渡人は1番と同じ●●さんであります。譲受人の●●さんは認定農業者であり、肉牛の生産を行っております。放牧を行っており、牧草用地として管理していきます。問題ないので承認をお願いします。

◎星野哲郎委員 4番、酒野谷の売買です。譲渡人は●●さんです。譲受人は●●さんでありこれからも十分農業をやっていくと思われるため、問題ありませんので、承認をお願いします。

◎安生芳子委員 5番、深津の件は、譲渡人の深津の●●さんから譲受人の同じく深津の●●さんへの売買です。●●さんは水稻の栽培をされており、今回の農地についても同じくやっていく予定です。問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 6番、楡木町の件は、下都賀郡壬生町安塚の●●さんから楡木町の●●さんへの売買です。場所については、●●さんの宅地にくっついている畑です。農地の取得については、●●さんは不耕作地はありません。また、他人に耕作を任している農地はありません。問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、玉田町における●●さん・●●さん申請の一般住宅への転用については、東と南を田、西を道路、北を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。

2番、富岡における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と北を畑、西と南を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、板荷における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を道路、西と南を雑種地、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は第3種農地に区分されます。なお、本案件は許可前に同目的のための工事に着手していたことから始末書付きとなっております。4番、板荷における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を道路、西と南を田、北を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は第3種農地に区分されます。5番、笹原田における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を道路、西と南を雑種地、北を畑と雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。6番、上殿町における●●さん申請の農業用施設、農機具収納庫及び駐車場への転用については、東を道路、西を宅地、南と北を田に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、農業振興地域計画の用途区分変更を行い、農業用施設として利用されるものであります。7番、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と南を畑、西を宅地、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する「第2種農地・その他の農地」に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（大森用子委員） 4月16日に、私と青木委員、駒場事務局長、宇賀神係長、田野井主査で現地調査を行いました。議案第2号農地法第5条の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、玉田町の件は鹿沼市消防北分署から南東に200mのところ、使用貸借権設定による一般住宅への転用です。周囲の状況から、問題ないとみてまいりました。2番、富岡の件は、鹿沼市につこり保育園から北西に約400mのところ、貸借権設定による太陽光発電設備への転用です。周りには太陽光発電があり、周囲の状況から問題ないとみてまいりました。3番、板荷の件は、東武鉄道板荷駅から南に約250mのところ、貸借権設定による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題はないと思われませんが、現地は工事が着工されておりましたので中断をお願いしました。事業計画変更のため後認ですが、始末書が必要とみてまいりました。4番、板荷の件は、東武鉄道板荷駅から北に約280mのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。近隣には住宅団地がありますが、周囲の状況から問題はないとみてまいりました。5番から、青木委員に報告をお願いします。

◎現地調査員（青木正好委員） 5番、笹原田の件ですが、見笹霊園から古峰ヶ原街道に向かひまして約150mの右側の土地です。遊休農地のため、周りに草が生い茂っていた。そこを、一時転用ということで、園芸用土の採取ということでありました。問題ないとみてまいりました。6番、上殿の売買の件です。鹿沼市下水道事務所から東へ約430mの土地です。日光の●●さんから●●さんへの売買で新規就農のため農機具の格納庫を作りたいということであ

ります。問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。7番、中粕尾の太陽光発電設備への売買です。地図で見ますと、3年前の台風の時、山から土砂が流れ出ておりまして、申請地の左側、●●さんの自宅ですが、現在は鹿沼市のほうに住まわれて、空き家となっております。周りに土砂が広がったもんですから、なにも作物が育たないところであり、また、周りに太陽光発電設備がありますので、太陽光設備の売買には問題ないと思われまます。ご審議をよろしくお願ひします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、玉田町は、●●さんの妹夫婦の●●さんの家を建てるために玉田町、327 m²の土地の使用貸借権設定による許可申請です。場所は●●さんの家のすぐ後ろ側になります。周囲の状況からみて問題ありませんので、ご承認をお願ひします。2番、富岡の件は玉田町の自営業、●●さんの土地 998 m²の土地を、神奈川県川崎市の太陽光発電企業、●●への賃借権設定による太陽光発電設備への転用です。ここは園芸用土を採取したところであり、周囲の方より話があり、土手などの草刈りを指導したところでもあります。この後、もう少し敷いていただければ、現地調査員の報告の通り問題ないと思われまますのでご承認をお願ひいたします。

◎竹澤靖委員 3番については、前回総会の時、●●さんから申請があり、その弟と母の転用ということで皆様に説明した通りでございます。●●さんのところの事業変更ということで提出があったんですが、農業委員会からの許可が通っているということで事務局、現場調査員のかたから報告があった通り、足場が立ってしまっていたということです。先ほど現場監督とは話をしました。今のところ工事を止めているということでございますので、始末書付きでご承認をお願ひします。4番の件については事務局、現地調査員の説明の通り何ら問題ないため、ご承認のほどをよろしくお願ひします。

◎星野哲郎委員 笹原田の合計 2,322 m²は園芸用土採取のための一時転用申請となります。場所は鹿沼市立西小学校から西へ約3キロ、高台のところの見笹壺園入口の近くの道路に面したところになります。笹原田の●●さん、横浜市の●●さんから、●●が園芸用土をとる一時転用申請になります。現状、畑は道路より5~60センチ低い畑となっておりますけれども、土を取った後、盛り土をして復元するというので、道路に近いくらいまで盛り土をすることで、使い勝手の良い畑となるかと思ひます。特に問題ないと思われまますのでご審議をよろしくお願ひします。

◎吉高神勇委員 6番、上殿町の畑、483 m²、売買による申請になりまして、譲渡人が日光の●●さん、譲受人が上殿町の●●さん。●●さんの自宅は案内図の北のほうの場所に住宅がございます。3~4年前から農業をやるようになって、もとは、建築業などをやっておりましたが、現在は上殿、黒川東の土地改良をした土地を借りたりして耕作をしております。農

業用の機械を収容する施設がありませんので、自宅から 300m 南側にこの申請地があるんですが、農業用の施設を作りたいということで、転用がございます。現地調査員の報告の通り問題がありませんので承認願います。

◎大森用子委員 7 番、中粕尾。●●さんから●●への太陽光発電設備への売買です。●●さんは粕尾の実家には住んでおりません。何ら問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎議長は、議案第 2 号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1 番から 7 番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事） 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和 3 年 4 月 9 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書 5 ページをご覧ください。新規の利用権設定が、12 件、20 筆、43,468 ㎡となっております。続いて、議案書 8 ページをご覧ください。更新の利用権設定が、10 件、15 筆、22,082 ㎡となっております。続いて、議案書 10 ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、2 件、14 筆、12,796 ㎡となっております。続いて、議案書 11 ページをご覧ください。所有権移転が 1 件、1 筆、2,900 ㎡となっております。これら合計 25 件、50 筆、面積 81,246 ㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。審議をお願いいたします。

◎議長は、1 番から 25 番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1 番から 25 番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後 2 時 51 分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和 3 年 4 月 24 日

議 長

署名委員

署名委員
